

# 選挙運動のルール

「選挙運動」とは、各候補者の政見、政党の政策などを知り、誰を選出すべきかの判断の基礎となるものですが、選挙を公正に行うために、一定のルールを設けて、そのルールに従って選挙運動を行うこととされています。

## 選挙運動の禁止事例

満18歳未満の  
選挙運動



〇〇さんを  
当選させよう!

満18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止です。

立候補届出前の  
選挙運動

選挙運動ができる期間は、**立候補届が受理された時から、投票日の前日まで**です。届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、禁止されています。

届出前ですが  
よろしく!



認められて  
いない  
文書の掲示や  
頒布



文書図画（ポスター、ビラ、立札、看板等）による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、詳細な規制があり、**使用が認められたもの以外のものを使うことは禁止**されています。

候補者はもちろん有権者も、  
選挙のルールを守ることが大切なのね



# インターネットによる選挙運動

平成25年に公職選挙法が改正され、国政選挙、地方選挙において、インターネットを利用して次のような選挙運動ができるようになりました。

1  
選挙運動メッセージの  
ホームページ・ブログ等への書き込み

2  
SNSへの選挙運動メッセージの投稿  
(Facebook、X (旧Twitter) 等)

3  
選挙運動の様子の動画配信  
(YouTube、Ustream、  
ニコニコ動画等)

4  
選挙運動メッセージのやりとり  
(LINEやFacebook等の  
ユーザー間で)

このことで、パソコンやスマホを使って、候補者等の政策の内容や選挙に関する情報を、いつでもどこでも、より手軽に知ることができるようになりました。

また、有権者の皆さんが、インターネットで候補者や政党を応援できるようになりました。**ただし、有権者は、電子メールによる選挙運動が禁止されているほか、次のように禁止されている選挙運動の方法もあります。**

誹謗中傷やなりすまし等により処罰されることもありますので、十分に注意が必要です。

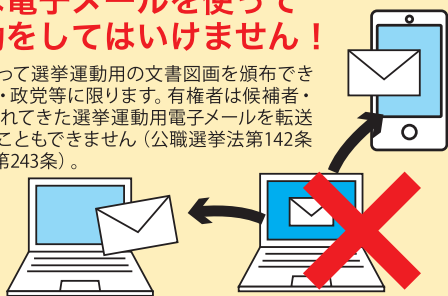
インターネットは  
便利だね



私たちでも  
手軽に使えるけど、  
禁止されていることもあるから  
気を付けないと

**有権者は電子メールを使って  
選挙運動をしてはいけません！**

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません（公職選挙法第142条の4、第142条、第243条）。



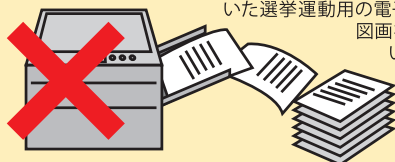
**満18歳未満の選挙運動は  
禁止されています！**

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません（公職選挙法第137条の2、第239条）。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



**HPや電子メール等を印刷して  
頒布してはいけません！**

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません（公職選挙法第142条、第243条）。



**選挙運動期間外に選挙運動を  
してはいけません！**

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません（公職選挙法第129条、第239条）。

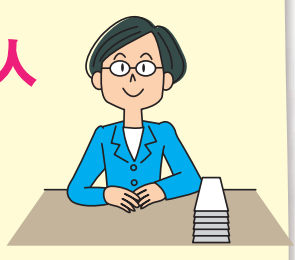


# 選挙豆知識

ちよとひと息

投票所で座っている人が  
気になる……

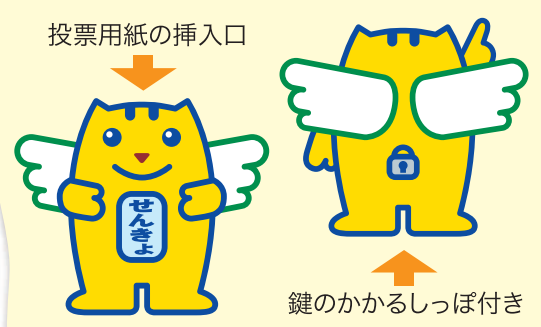
## 投票立会人 です!!



選挙が公正に  
行われるよう  
に監視する役目を負っています。  
若い人を募集している市町村もあ  
ります。

## 明るい選挙の イメージキャラクター 「選挙のめいすいくん」

投票箱がモチーフになっています。



一番に  
投票所に来た人は



## 投票箱を 覗くことができる!?

これは、中に何も入っていないことを  
確認し、不正がないことを明らかに  
するため。  
一番乗りしては?

どちらの票かわからない!?

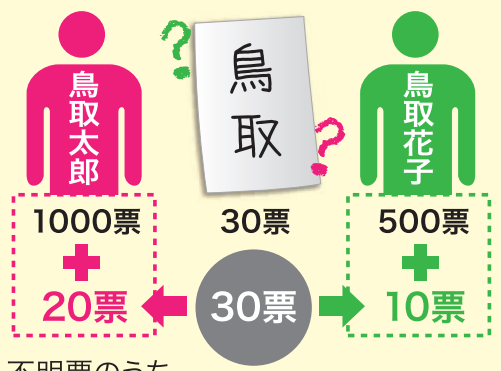
## 票の按分

あんぶん

名字が同じ候補者が2人立候補し、  
どちらか分からない票はどう取り扱  
われるか知っていますか?

### 答 2人の得票数に応じて按分

A 1,000票 B 500票 不明30票の場合



不明票のうち  
20票はA 10票はB に按分されます。  
(得票数に応じて、2対1に按分)



# 明るい選挙啓発ポスターコンクール

## 県審査入選作品 (令和5年度)

### 小学校



鳥取市立久松小学校 3年  
青砥 未来さん



北栄町立北条小学校 5年  
橋本 奈那子さん



倉吉市立社小学校 6年  
松原 悠泉さん

### 中学校



鳥取市立桜ヶ丘中学校 1年  
田村 彩奈さん



鳥取市立西中学校 2年  
中原 綾子さん



鳥取市立北中学校 2年  
有福 航太郎さん

### 高等学校



鳥取県立米子高等学校 2年  
安藤 凜緒さん



鳥取県立米子高等学校 2年  
小椋 羽姫さん



鳥取県立米子高等学校 2年  
川上 姫奈さん



米子松蔭高等学校 2年  
遠藤 咲季さん



米子松蔭高等学校 2年  
長谷川 心春さん

学校名及び学年は、応募時点のものです。

## 明るい選挙啓発ポスターコンクール

県・市町村選挙管理委員会、(公財) 明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会では、有権者全体の政治・選挙への意識が高まることを目的として、毎年、全国の児童・生徒から明るい選挙の啓発のためのポスターを募集しています。

令和5年度は、鳥取県で計219作品の応募があり、小学校3作品、中学校3作品、高等学校5作品の計11作品が県審査に入選しました。入選作品は、選挙の啓発活動に活用させていただきます。

ご応募  
お待ちしております!!



# 政治家からの寄附禁止

政治家が選挙区内の有権者にお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。

有権者が求めても、受け取ってもいけません。

## 心がけよう、3ない運動



政治家は有権者に寄附を、  
**贈らない!**



有権者は政治家に寄附を、  
**求めない!**

政治家から有権者への寄附は、  
**受け取らない!**



## 禁止されている寄附



- (例) 〇 病気見舞い  
〇 祭りへの寄附や差し入れ  
〇 地区の行事への飲食物の差し入れ  
〇 結婚祝・香典  
〇 お歳暮やお年賀  
〇 葬式の花輪、供花  
〇 入学祝い、卒業祝い

## 鳥取県内の選挙管理委員会一覧

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市	680-8571	鳥取市幸町71	0857-22-8111
米子市	683-8686	米子市加茂町1-1	0859-22-7111
倉吉市	682-8633	倉吉市堺町2-253-1	0858-22-8111
境港市	684-8501	境港市上道町3426	0859-47-1081
岩美町	681-8501	岩美町大字浦富675-1	0857-73-1411
若桜町	680-0792	若桜町大字若桜801-5	0858-82-2211
智頭町	689-1402	智頭町大字智頭2072-1	0858-75-4111
八頭町	680-0493	八頭町郡家493	0858-76-0201
三朝町	682-0195	三朝町大字大瀬999-2	0858-43-1111
湯梨浜町	682-0723	湯梨浜町大字久留19-1	0858-35-3113
琴浦町	689-2392	琴浦町大字徳万591-2	0858-52-2111
北栄町	689-2292	北栄町由良宿423-1	0858-37-5861
日吉津村	689-3553	日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-0211
大山町	689-3211	大山町御来屋328	0859-54-5201
南部町	683-0351	南部町法勝寺377-1	0859-66-3112
伯耆町	689-4133	伯耆町吉長37-3	0859-68-3111
日南町	689-5292	日南町霞800	0859-82-1111
日野町	689-4503	日野町根雨101	0859-72-0331
江府町	689-4401	江府町大字江尾1717-1	0859-75-2211
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7058



発行 者：鳥取県選挙管理委員会  
鳥取県明るい選挙推進協議会  
編集協力：鳥取県教育委員会